

# 「財産評価顧問」(Ver.H26.1)

## 平成 26 年度改正対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている  
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。

なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は、  
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

### プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2014年9月 5日(金)  
CD-ROM発送開始日 : 2014年9月16日(火)

### バージョンアップ対象

Ver.H25.1 以降

## 改正内容

### 主な改正内容

#### ●取引相場のない株式の評価 第5表、第8表 税率の変更

法人税の地方法人特別税額、地方法人税額などの改正に伴い、取引相場のない株式第5表⑧、第8表⑧の「評価差額に対する法人税額等相当額」を計算する率に変更になります。

	率
平成 25 年 5 月 27 日から平成 26 年 3 月 31 日までに相続、遺贈又は贈与により取得した財産	42%
平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに相続、遺贈又は贈与により取得した財産	40%
平成 26 年 10 月 1 日以降に相続、遺贈又は贈与により取得した財産	

#### ●登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書の様式変更

### システムの対応内容

#### ●取引相場のない株式の評価 第5表、第8表

「評価差額に対する法人税額等相当額」に法人税割合(率)を、次のように切り替えて初期表示します。

- ・第1表 課税時期 平成 26 年 3 月 31 日以前: 42%
- ・第1表 課税時期 平成 26 年 4 月 1 日以後: 40%

#### ●登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価

評価明細書の様式変更に伴い、入力画面、印刷フォームを変更します。

#### ●印刷情報登録

[オプション]→[印刷情報登録]で、取引相場のない株式の評価明細書について、不要となった印刷する様式の選択肢を削除します。

#### ●都道府縣市町村一覧 市町村データの更新

各入力画面の住所欄の入力で、<一覧>から表示される都道府縣市町村一覧を 2014 年 7 月時点の市町村名に更新します。

#### ●Ver.26.1 には、過去版セットアッププログラムも収録されています。

(Ver.H21.15、Ver.H22.21、Ver.H23.13、Ver.H24.12、Ver.H25.11 プロダクトID不要)

#### ●相続・贈与税顧問 Ver.H26.1 へのデータ連動が可能です。